

「(仮称) 手話言語法」の早期制定を求める意見書

手話とは、ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするとき
に使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現す
る視覚言語であり、ろう者の母語である。

平成18年12月の国連総会において採択された「障害者権利条約」第2条
には『「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と
定義され、手話が言語として国際的に認知された。

国内においても平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、同法3条に
は「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のため
の手段についての選択の機会が確保される」と定められ、日本でも法的に手話
が言語として認められた。さらに同法第22条では、国、地方公共団体に対し
て情報保障施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であ
ることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュ
ニケーションが保障され、手話を必要とする人が社会に自由に参加できる必要
な施策を講じなければならない。

また、平成25年6月の国会で成立した「障害を理由とする差別の解消の推
進に関する法律」は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい理由
とする差別を受けることなく、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いな
がら共生する社会の実現を目指している。

よって、下記の内容を盛り込んだ「(仮称) 手話言語法」を早期に制定するよ
う強く要望する。

記

- 1 聴覚障がい者の家族や身近な人たちに、手話に関する情報提供を行うとと
もに、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えらることのできる教
育環境づくりを進めること。
- 2 手話が音声言語と同様な言語であることを広く国民に示すとともに、国民
が手話に触れ、手話を習得できるための環境づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

泉 大 津 市 議 会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大
臣、総務大臣